

令和4年9月9日（金）開催

令和4年度
第6回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

第6回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和4年9月9日（金）
2. 開催時間 午後15時
3. 場所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 菊池國廣 2番 青木一人 3番 野坂時夫
5番 杉山幸進 6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男
8番 沖津由藏 9番 澤谷政夫
5. 欠席委員氏名
6. 出席職員氏名 事務局長 深井 真人 主査 秋田 凌
7. 案件
報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告 第2号 農地の転用事実に関する照会について
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)
8. 議事の経過並びに会議要領

事務局長 それでは定刻となりましたので、ただいまより令和4年9月1日に招集告示致しました令和4年度第6回農業委員会定例総会を開会致します。

皆様ご起立ください・礼・ご着席ください。

本日、出席されている農業委員は8名ですので、横浜町農業委員会会議規則第7条により総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員より鳥山推進委員が出席されています。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議長 長倉 (～あいさつ省略～)

事務局長 それでは、横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願ひ致します。

議長 長倉 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひ

い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、議長より指名致します。6番 秋田孝明 委員、8番 沖津由藏 委員を指名致します。

次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 1ページから3ページをお願い致します。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告致します。農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は相続5件の34筆、面積97,099㎡であります。また、あっせんの希望はございません。なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

続いて報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 4ページをお願い致します。

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。青森地方法務局むつ支局より土地の現況について照会がありましたので、現地調査を実施いたしました。今回は1件の2筆でございます。まず、5ページにあります〇〇〇〇についてですが、場所は〇〇〇〇に位置しておりました。周囲を山林及び原野に囲まれており現況は山林化しておりました。続きまして6ページにあります、〇〇〇〇についてですが、場所は〇〇〇〇に位置しております。周囲を山林で囲まれており現況は原野化しておりました。どちらも集団的な農地に該当しないことから分断に繋がる恐れもないと見受けられます。また、農道から低い場所となっており、農業用機械が容易に入れるような進入路も見当たりませんでした。この結果、全国農業会議所より通知のあった非農地判断マニュアルに基づき農地への復旧は困難であること、また周辺の山林化により復元しても継続的な利用が見込まれないことから非農地として回答致しました。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

意見なしと認め、報告第2号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田

それでは、7ページをお願い致します。

ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は8月30日（火）に、農業委員8番沖津委員及び農地利用最適化推進委員の鳥山委員並びに事務局の3名で実施しましたことをご報告致します。また、農地利用最適化推進委員の橋本委員も同行予定でありましたが、所用により欠席となりました。

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。今回の申請は1件でございます。申請地については、譲渡人が相続により取得しましたが、農業を営んでいないことと、町外在住のため管理をすることが困難であることも考慮し、譲受人へ贈与するものであります。申請地の図面は、8ページでございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉

引き続き現地調査の結果について報告をお願いします。

鳥山 委員

(～現地調査報告～)

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

次に議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認(利用権貸借)について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田

9ページをお願い致します。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権貸借)の承認について、ご説明いたします。今回の申請は更新1件の1筆で、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業による集積計画でございます。申請地については〇〇〇〇に位置しております。利用権設定の詳細は前回と同じく、利用目的は畑で7年間の賃貸借、支払方法は物納といたします。申請地の図面は10ページでございます。以上です。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。
質疑なしと認め、これより採決致します。
本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、議案第2号は承認することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。
その他、事務局から何かあればお願い致します。

事務局 秋田 (～その他について～)

議長 長倉 これをもちまして、令和4年度第6回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和4年9月9日(金)

横浜町農業委員会

議長 長倉 喜美男 ⑩

議事録署名者 秋田 孝明 ⑩

議事録署名者 沖津 由藏 ⑩